笠田小学校いじめ防止基本方針

１　はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月施行）と「和歌山県いじめ防止基本方針」（平成２６年３月策定）に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を策定しましたが、平成２９年３月に改訂された「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受け、本校の基本方針も見直しました。これにより、教職員及び児童がいじめ問題の重大性を再認識し、一人一人のいじめに対する感性をさらに研ぎ澄ますとともに、組織的に対応する能力を高めることによって、いじめを積極的に認知し、未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめの解消に取り組む必要があります。そのためには、保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、児童に豊かな心を育み、いじめを生まない学校づくりを進めます。子供たちが安心して生活し、学習ができるよう取組を全力で推進します。

教職員は、
・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ
・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ
・「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、児童が在籍する学校に一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義します。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団との人間関係を指す。

「いじめ防止対策推進法第２条」

※この定義を限定解釈しないことがいじめの認知には大変重要である。

３　「大津市いじめ事件」の教訓から学ぶ

「大津市いじめ事件」第三者委員を務められた松浦善満氏は、今日のいじめ問題の特徴について、たいへん示唆に富む発言をされています。

①子供の仲間関係は変化する
- ささいなことをきっかけに「仲良しグループ」から「いじめグループ」へ激変
- 被害者から加害者へ、加害者から被害者へ入れ替わる『友達地獄』化

②迅速に、かつ複数教員（組織）で対応しないといじめは急速に深化する
- 「なにかおかしい」と感じたら即行動・・・職員室の話題にしよう！
- 担任一人で抱えこまない・・・学校全体で取り組もう！
- 様子見は最悪の道を進む・・・歯止めが効かない状態にならないように！

③教師の「選択的非注意」の積み重ねがいじめの深化へ・・・ルール・秩序崩壊
- 見過ごし（知っていながら、そのままにしておく）
- 受け流し（大したことじゃない。・・・訴えた子供は苦しんでいるのに）
- 見逃し（ごまかしやはぐらかし）
- ルール違反や悪ふざけを繰り返しても注意をしない。モンスター化していく。

④教師に事実に真摯に向き合う姿勢がなければいじめは解決できない
- 言い訳や嘘で信頼を失う。
- 事実の隠ぺいは後日必ず表面化する。

⑤教師は、いじめが犯罪に至るという認識をもつ（犯罪そのものの場合もある）
- あそび（ふざけ）→グレーゾーンのあそび（ふざけ）→いじめ→犯罪

４　いじめの理解

①いじめの態様

〇暴力をともなうもの

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・遊ぶふりをして、ボールをぶつける。
・机やいす、学用品等をぶつけたり、壊したりする。
・危険なことをするように強要される。

〇暴力をともなわないもの

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・金品をたかられる。
・持ち物を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
・そうじや給食のときに、机やいすをそのままにされたり、配膳を拒否される。
・嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする。

〇不可視性・秘匿性の高いもの

教職員や保護者が、子供の行動範囲や人脈のすべてを把握することは困難です。とりわけインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）を介しておこなわれる「会話」は不可視性・秘匿性の高いものです。最近はこのＳＮＳ上で誹謗中傷が蔓延し、深刻な状況を生み出しています。

②いじめの構造―１

いじめの構造を検討すると概ね２パターンに整理できます。

今、起こっている「いじめ」の「被害者」は、だれ　ア
「加害者」は、だれ　イ
周りではやし立てたり喜んでみている「観　衆」は、だれ　ウ
見て見ぬふりをしている「傍観者」は、だれ　エ
やめさせようとした「仲裁者」は、だれ　オ
いじめにまったく気づいていないのは、だれ　カ

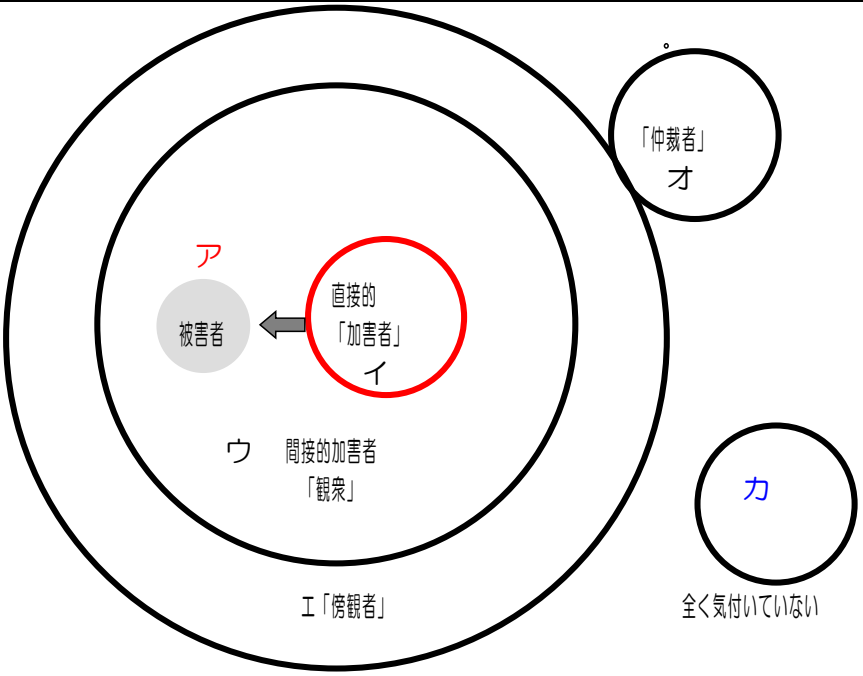

③いじめの構造―２

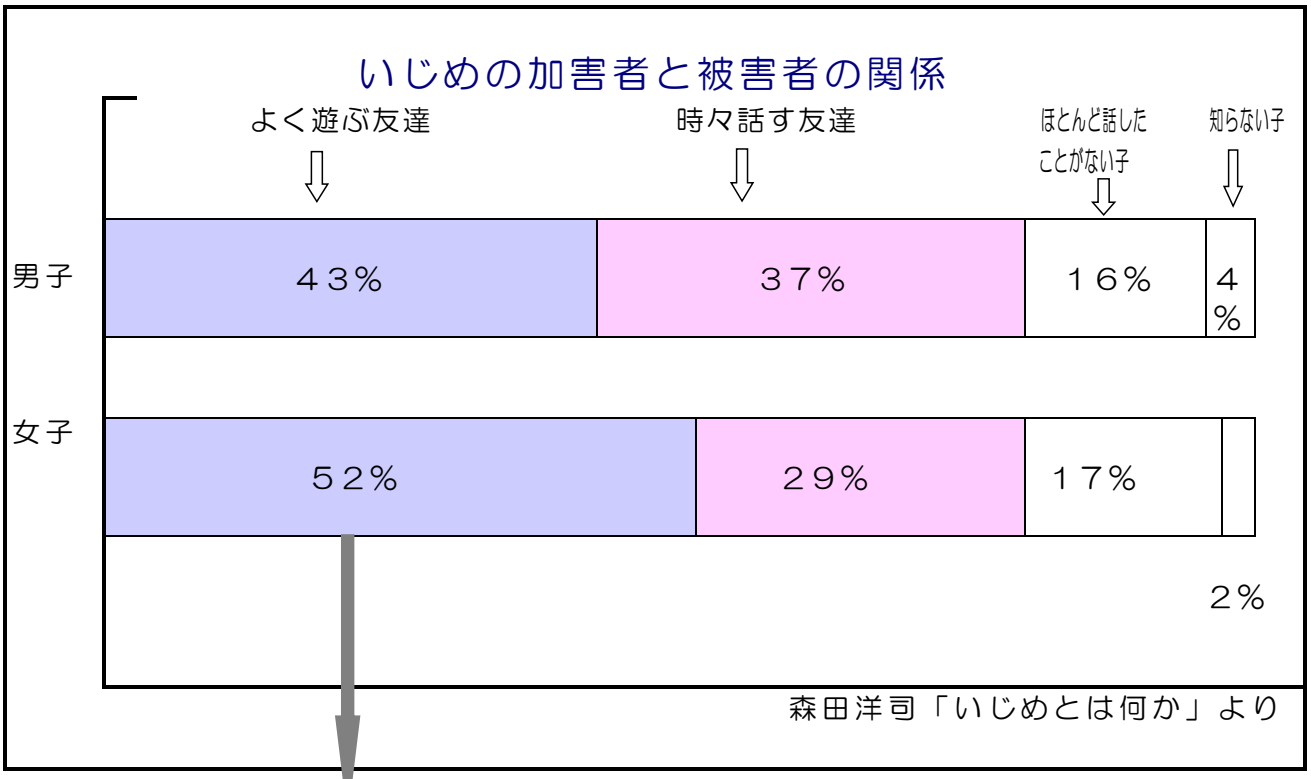

周辺からは「仲良しグループ」に見える。・・・不可視性

しかし

- 暗黙の「仲間内カースト」ができている。（いじめ役、いじめられ役）
- 何がきっかけできびしい攻撃対象にされるかわからない関係
- 何がきっかけでいじめの対象が入れ替わるかわからない関係
- SNS を利用した外部からは見えない関係

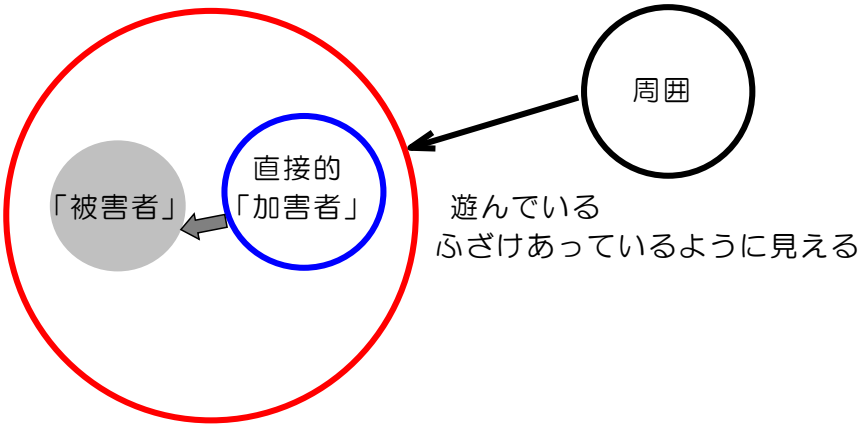

※「仲良し」グループ 内いじめ

５ いじめの未然防止にむけて

私たちは、『いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るもの』との認識を常にもって学級経営をすすめなければなりません。しかし、もっとも大切なことは、学校・学級の中をいじめをしない、させない子供たちでいっぱいにすることです。

いじめ防止対策推進法では、学校の責務とともに、※家庭の責務にも言及しています。学校と家庭の連携があって防止と解決が実現できます。

※（保護者の責務）第9条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するのであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

学校・学級

■**学校・学級を子供たちが安心できる居心地のよい場所にしよう。**
- 「わかる授業」に徹しよう。
- まちがってもいいよ。
- みんな仲間だよ。
- みんなちがって　みんないい

■**道徳教育**
- 正義・公正を重んじ、規範意識を高めよう。
- 自他を大切にする心を育てよう。

■**学級活動**
- 自分たちの問題を話し合いで解決できる力を育てよう。
- 互いのことを認めあったり、心のつながり（絆）をつくる活動に取り組もう。
- 情報モラルをしっかり身につけよう

■**子供たちをしっかり見つめよう**
- 子供たちと　いっしょに遊ぼう。
  いっしょに掃除をしよう。
  いっしょに給食を食べよう。
  語り合おう。
- 生活ノート（日記）を活用しよう。

■**子供たちとの信頼関係を築こう**
- 子供たちが相談しやすい信頼関係を築こう。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに相談しよう。

■**定期的に実態把握をしよう**
- アンケート調査(年５回)・ＱＵ(年１回)

家　庭

■子供の話をじっくり聞いて、なんでも話せる親子関係を築こう。
■善悪のけじめができる子に育てよう。
■自分がされていやなことを他者にしない子に育てよう。
■ルールを守る子に育てよう。
■戸外で友達と交わる遊びをしっかりさせよう。
■問題を自分で解決する力を育てよう。
■ボランティアや地域活動に参加させよう
■携帯電話やインターネットの使い方を話し合おう。
※子供自身が大切にされていることを実感する子育てをしよう。
- 暴言・暴力による「しつけ」はありません。暴言・暴力を受けて育った子は、親がしたことを必ず他者にします。

「自分の大切さとともに他の人も大切にする気持ち」（人権尊重の理念）を育もう

「自分は生まれてきてよかった」
「自分の命を大切にしたい」
「人の役に立ちたい」・・・

→ **自尊感情**
→ **自己肯定感**
→ **自己有用感**

すべての大人は、子供の人格を否定したり、配慮に欠ける言葉がけや行動をしたりしないように努めよう

６　いじめ問題への取り組み方

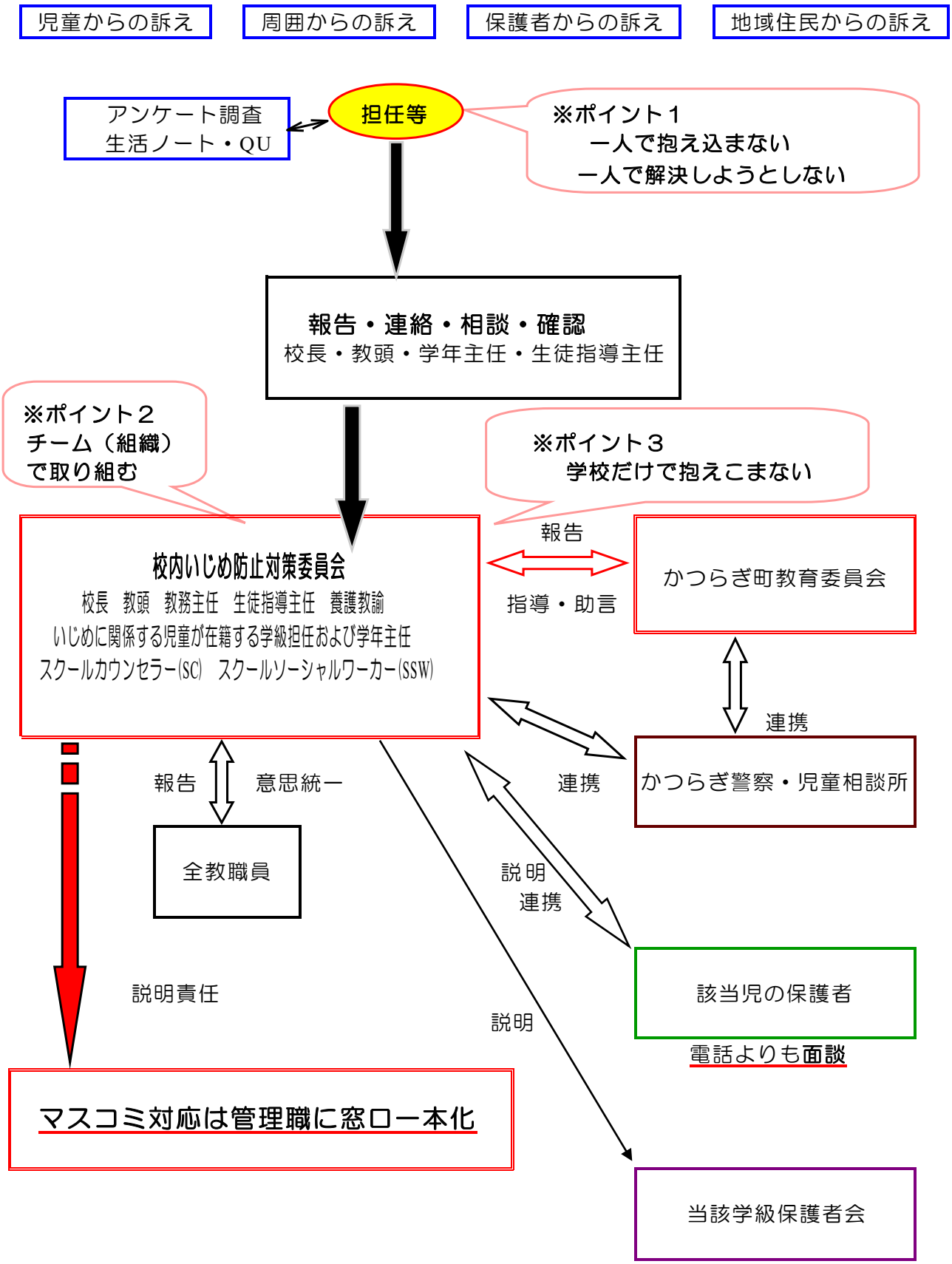

7　躊躇せず、即刻、行動しよう

初期対応

①　機を逸することなく対応する

●即刻いじめを停止させ、いじめを受けた児童を守る。

●いじめに関わった児童や周りの児童に対し、問題性を認識させる。

②報告・相談を行う

●校長・教頭・養護教諭及び関係する職員に報告・相談する。

③保護者に連絡・説明をする

●いじめに関係した児童の保護者に状況（経過）を説明し、現時点で判明している事実を報告するとともに、今後の取組に対して了解と協力を取り付ける。

同時進行

事実確認

正確な事実確認を行う

●関係するすべての児童から聞き取り等を行い正確な事実確認を行う。

・いつ、どこで、だれが、どうしたのか、だれが目撃したか（時系列に沿って確認）

（注）聞き取りは、複数教員で行い、必ず記録を取る。

・聞き取りを終える際、記録した内容に誤りがないか当該児童に確認をとる。

●いじめの理由を聞き取り、誤りをその場で正す。

・責める場にならないよう、言葉遣いに配慮する。

・精神的に追いつめることのないよう十分留意する。

・加害児童に反省が見られない場合であっても、決して体罰をしてはならない。

●アンケートの実施(事実確認・情報収集)

※アンケートは５年保存

被害児童のケアと加害児童の指導

被害児童へのケア

●いじめをする児童に非があり、いじめを受けた児童に非がないことを明言する。

●いじめを絶対に許さず、学校（教職員）が必ず解決することを約束する。

●いじめを二度と受けないよう守り抜くことを伝える。

●身体的被害の治療及び精神的被害に対するカウンセリングを開始する。

加害児童への指導

●自身が行った言動のどこが「いじめ」でどのような結果を招いたかを理解させる

●いじめを受けた児童の気持ちを理解させいじめをしない、許さないことを理解させる。

●いじめの根底をさぐるときに、必要であればカウンセリングを実施する。

報告・支援・助言

校内いじめ防止対策委員会 → 関係機関への報告と協力依頼

８　いじめの解決に向けた指導について―１

全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた児童、いじめられた児童への個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにする。また、いじめている児童、いじめられている児童双方の保護者にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の保護者の協力を求める。

（１）　いじめられた児童・保護者への対応

□ 児童への対応

○いじめから必ず守り通すという強い姿勢を明確に示し、安心させるとともに、誰かが必ず相談相手になることを伝える。
○決して一人で悩まず、必ず親や先生の誰かに相談すべきことを十分指導する。
○いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。（禁句：「あなたにも原因がある」、「思い過ごし」等）
○仲直りをして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
○場合によっては、緊急避難として、教室や学校以外での学習や欠席等を考慮する。

□ 保護者への対応

○どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
○家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安や動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分に伝える。
○いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
○学校での様子について、その都度保護者に連絡するとともに、必要に応じて個別の家庭訪問や面接を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
○必要な場合は、緊急避難としての教室や学校以外での学習や欠席も認められることを伝える。
○家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

（２）いじめた児童・保護者への対応

□いじめた児童への対応

○いじめの行為をただちに止めさせ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
○いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させる。
○自ら反省し、謝罪したいという気持ちがわき起こってくるようになるまで、個別の指導を継続する。
○当事者やいじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴取し、いじめの実態をできるだけ正確に把握する。
○集団のいじめの場合、いじめていた中心人物が表に出てこないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人一人の児童の言動を正しく把握し、指導する。
○いじめた児童がどんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせる。
○いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで、さらに陰湿ないじめが続いていることがあるので、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

〇いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理の背景を探り、その解消を図る。
〇いじめた児童の周辺の人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。

□いじめた児童の保護者への対応

〇責めるのではなく、冷静にいじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
〇いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした態度を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。
〇児童の変容を図るために、親子の今後のかかわり方や家庭教育のあり方について児童本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

９　重大事態への対処について

（１）重大事態の判断

〇いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害があるとき。
〇いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき。
〇いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされているとき。
〇いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき。
※「生命、心身または財産に重大な被害」とは
・自死を企図した場合
・身体に傷害を負った場合
・金品・物品等に被害を負った場合
・精神性の疾患（チック・身体の異常・気になる行動等）を発症した場合
※「欠席」期間の長短にとらわれることなく、欠席の理由にいじめが疑われるときは直ちに解決にあたる。

（２）教育委員会・かつらぎ警察署・伊都消防本部消防組合への報告・要請について

〇重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指導のもと適切に対処する。
〇緊急かつ生命にかかわると判断したときは、かつらぎ警察署・伊都消防本部消防組合に支援・出動を要請する。
〇マスコミへの対応については、教育委員会の指導のもと、適切に対処する。

（３）重大事態の調査について

〇校内いじめ防止対策委員会を直ちに設置する。
〇いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、あくまでも客観的な事実関係の把握に努め、憶測や推測を排除する。
〇調査にあたっては、関係者の人権を守り、個人情報に十分配慮する。
〇調査によって知り得た事実・情報は隠匿することなく、適切に扱う。

（４）調査結果の該当児童及び保護者への提供について

〇調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
〇関係者の人権・個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに人権・個人情報の保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

★「するを許さず」「されるを責めず」「第三者なし」★

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告
（平成３０年３月　総務省）　より

１０　いじめを発見するために　―　チェックポイント

【学校で】

□一緒に登校する友人が変化する。
□特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
□職員室や保健室の近くをうろうろしている。
□体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える。
□欠席・遅刻・早退の理由をぼやかす。
□表情が暗く、どことなく元気がない。
□担任等が教室に入ってから、遅れて入室する。
□発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
□決められた座席と違うところに座っている。
□ノートや教科書、机等に落書きが目立つ。足跡がある。
□他の児童から発言を強要されたり、突然名前を出されたりする。
□球技や遊びのときにはずされている。
□友人から不快な呼び方をされている。
□人のいやがることをさせられている。
□一人でいることが多く、集団行動を避けている。
□給食や弁当を一人で食べている。
□衣服に汚れや破れがある。
□手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
□持ち物がなくなったり、掲示作品などにいたずらをされたりする。
□靴や傘が隠されたり、壊されたりする。
□特定のグループと行動を共にする。
□他人の物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
□いつもけんかの中にいる。

【家庭で】

□家族との会話を避けようとする。
□部屋に閉じこもり、家族とも食事をしたがらない。
□電話におびえたり、家族に聞かれないようにこそこそしたりする。
□感情の起伏がはげしくなり、ものや動物にあたる。
□学校に行きたくないと言い出したり、通学時刻になると体調不良を訴える。
□宿題や課題をしなくなる。
□成績が下がる。
□口数が少なくなり、学校や友人のことを話さなくなる。
□無言電話があったり、発信者が不明なメールがあったりする。
□金品を持ち出したり、欲しがったりする。

※保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

１２　「いじめ問題への取組について」自己評価表

Ａ：できている　Ｂ：概ねできている　Ｃ：あまりできていない　Ｄ：まったくできていない

□「指導体制」における項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
①いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、協力体制を確立しているか。				
②いじめの態様や特質、原因、具体的な指導上の留意点について教職員間の共通理解を図っているか。				
③いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
□「教育指導」における項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
④お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
⑤道徳、学級活動の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
⑥教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
⑦いじめを行う児童に対しては、毅然とした態度で対応をしているか。				
⑧いじめを受けた児童に対し、さまざまな手段を用いて、いじめから守り通す取組を行っているか。				
⑨いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」における項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
⑩教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童同士間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
⑪児童の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
⑫いじめの把握に当たっては、養護教諭や他の教員との連携に努めているか。				
⑬いじめについての訴えがあったときは、問題を軽視することなく、友人や保護者等からの情報収集を通じて事実関係の把握を迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
⑭いじめ問題の解決のため、スクールカウンセラーや教育委員会との連携を密にしているか。				
⑮校内に児童の悩みや願いを積極的に受け止めることができるような体制が整備されているか。				
⑯保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
⑰児童の個人情報の取り扱いについて十分配慮されているか。				
□「家庭・地域社会との連携」における項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
⑱保護者に対して、いじめ問題の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級懇談等を通して緊密な連携を図っているか。				
⑲いじめが起きた場合、学校として保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
⑳学校は、ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				